

会 議 録

会議の名称	平成29年度第1回地域福祉計画策定委員会				
開催日時	平成29年6月29日(木) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津英彦委員、橋本洋子委員、高橋節夫委員、長島浩二委員、曾我部多美委員、山路憲夫委員、鈴木博之委員</p> <p>(市事務局) 山口健康福祉部長・河村健康福祉部次長・野口子ども家庭部長・瀬川子ども家庭部次長・新井地域福祉推進課長・進藤高齢介護課長・小倉障害支援課長・花田健康増進課長・黒井生活福祉課長・金野高齢介護課長補佐・土屋生活福祉課長補佐・谷生活福祉課自立相談係長・空閑子ども総務課長・嶋田子育て支援課長・竹内地域福祉推進課調整担当主査・大塚地域福祉推進課計画担当主査</p> <p>●欠席者： 今井和之委員、大木幸子委員、近藤幹生委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 委員あいさつ【資料1】</p> <p>4 部長あいさつ</p> <p>5 職員紹介【資料2】</p> <p>6 地域福祉計画策定委員会について【資料3】・【資料4】・【資料5】</p> <p>7 会長・副会長選出</p> <p>8 議事</p> <p>(1) 地域福祉計画の位置づけ等について【資料6】・【資料7】</p> <p>(2) 第5次地域福祉計画策定スケジュール及び進め方【資料8】・【資料9】</p> <p>(3) 第4次地域福祉計画の要旨【資料10】</p> <p>(4) 市民意向調査及び関係計画【資料11】</p> <p>(5) 関連計画及び事業について</p> <p style="padding-left: 20px;">・地域福祉活動計画について【資料12】</p> <p style="padding-left: 20px;">・生活困窮者自立支援法について【資料13】</p> <p>(6) その他</p> <p>9 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 大塚 知昭</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-394-7399</p>				

会 議 経 過

(1) 地域福祉計画の位置づけ等について

○地域福祉推進課職員（資料6をもとに計画の全体像を説明。以下要旨）

- ・地域福祉計画は特に福祉分野の計画をまとめている
- ・子ども、高齢、障害、健康分野の個別計画を内包している

○会長 地域福祉計画の策定は平成12年に社会福祉法に規定されたわけですが、東京都では平成3年に東京都地域福祉計画を策定しています。都が全体の計画を作り、基礎自治体である市区町村が地域に密着した計画をつくり、地域福祉活動計画を社協が作るという3相の計画で策定することがはじまりでした。その時に三浦文夫先生（当時：日本社会事業大学学長、日本社会福祉学会会長、国と都の両方の社会福祉審議会の会長）は「行政がやるだけではなく、住民が納税者であり監視役でもあるが、同時に汗もかくという役割をもつ。住民も一緒になって動くという計画」として地域福祉計画を考えており、単に在宅サービスと施設サービスを組み合わせる身近なところでずっと住み続けられるようにというだけの計画ではなく、住民の参加が大きいという説をお持ちでした。

そういったことが基本にありましたので、社会福祉法をつくる時も様々なサービス供給者等の参入により、住民とサービス供給者の間で情報の非対称が生じた結果、住民の権利が侵害されないよう、住民を守る仕組みとして「第三者評価や情報公開、苦情処理」などを組み合わせたわけです。

私自身、社会福祉関係でいえば地域福祉活動計画は非常に大事な計画であるという認識を持っています。当時から時間はたっていますが、もともとはそういう沿革があって作られた計画であったと思います。もっと遡れば東村山は都内でも早いうちに地域福祉計画的なことを推進してきたという歴史もありますので、東村山市にとっても大事な計画ではないかと思っています。

○A委員 地域福祉計画の策定には6年前も参加させていただきましたが、計画の総括はどのようになっているのでしょうか。つまり、計画書には結構なことが書かれていますが、「あるべき論」が書かれているという印象です。地域包括ケアづくりを進めていると、具体的で切実な現実があります。その中で、医療と介護だけでは限界があるという事で、「医療、介護、福祉、住まい」を含め、会長も言われた通り住民も巻き込んで、切実なニーズに応じていかなければいけないという議論をしている中で、大枠である地域福祉計画では「あるべき論」を言っていて良いのだろうかということです。

○会長 他の委員の皆さんは本件について、いかがでしょうか。

○B委員 計画は6年たっても前の計画がなくなるわけではなく、継続していくものだと思います。現状の第4次計画及び個別計画が、計画年度でどのように実践され、どのような成果があり、課題が残っているかについて、個々でディスカッションして次の段階に入っていく方が良いと思います。

○C委員 地元と接する現場で仕事をさせていただく中では、地域福祉計画がどのようなもので、どのような効果を生んでいるのかを感じられることは薄いという印象

はあります。しかし、個別の部会の中では、時期ごとに計画の達成状況についての議論が行われております。依然さまざまな課題があり、即解決に向かうものは少ないですが、次の計画に反映できるような会議になっているのではと感じています。

○会長 実際には、地域福祉計画の中で理念を述べていて、そこから個別計画につながってくるわけです。各個別計画の中でどれくらい意識してローリングされてきたかという事が大切ではないかとも思います。

○D委員 以前、児童育成計画（レインボープラン）の部会に参加した際も、より市民に寄り添った計画になるよう、計画を検証し問題点を洗い出し、次にステップアップしていけるよう進めておりました。市民の方も参加する会議であり、市民・識者・行政と活発な意見交換も行われておりました。計画の評価は必要なことだと思います。

○会長 レインボープランの時は円卓会議があり、ご意見のような議論があったと聞いていますが、現在の子ども・子育て支援事業計画は、乳幼児が主な対象であり（学童だけが小6までカバーしていますが）、ほとんど未就学の子どもが中心です。母子保健計画と分断されてしまっているの、前の円卓会議のエネルギーが続いているのかが気になります。このことについては、以前の保健福祉協議会でもレインボープランのようにまとめた方が良くはないかと投げかけた状態で止まってしまっています。

実際の親子関係を見ると、ころころの森を見学させていただいた際には、休みの日には父親も結構来ており、町を歩いてもバギーを押している父親が増えていると感じています。このことに、地域福祉計画の理念がどれくらい反映されているのかという検証はできていませんが、それなりの動きができていないかと感じています。また、母子保健と子育て支援との連携については、必ずしも全てがうまくいっているわけではないようですが、子ども家庭部に母子保健を所管させて形としてはうまくいっているように思っています。

母子保健分野について、地域保健計画推進部会の方ではどのような状況でしょうか。

○E委員 市民意向調査からも様々な現状が把握でき、それを解決するための次の手だてが必要であると感じています。抜粋資料が具体的に作られており、子どもの現場から見ても、こういうものに向けた改善を載せていけたらよいのではと感じていたところです。学校の問題も多種多様であり、子どもだけの問題なのか、家庭も含めた問題なのかと色々な視点で見なければいけない時代になっています。そんな中、理念というものは必要で、目標をしっかり定めておく必要があると思います。

学校でも教育目標をしっかりと定め、そこに向けて具現化する方策を具体的に打ち出して評価しながら進めています。理念の検証も含めて計画に基づく考えをしっかりと作っていかねばいけないと考えています。

○会長 合計特殊出生率が上がっても生まれてくる子どもの数は減っており、少子高齢化がますます進む中、さらに家族や地域の分断化が言われています。特に親が成熟できないままという事があると思います。1990年代に入ったところに「子どもと親

が変わった」という事を学校や児童館等いろいろなところで言われ始めました。これは、大体 60 年前後に生まれた人たちが母親になっている時代であり、良い悪いではなく、戦前の価値観ではない、まったく違った価値観の人たちが親になっているわけです。そこからさらに時代が進み、次の親子の世代に変わってきていると思いますので、やはり大きく変わってきています。若者論でも未来に希望が持てない若者が増えているなど、様々な言われ方をしているわけです。

ここで、計画の検証について事務局へお伺いします。

- 地域福祉推進課長 委員ご指摘の通り計画の検証は大切であると考えており、個別計画の検証につきましては、7月に実施予定の各部会にて6年間の検証をいただき、その内容を第2回策定委員会でお示しできたらと考えております。
- 会長 いずれにしても地域福祉計画は行政計画であり、各部会を持っているため、そこにも行政が入っていますが、委員の皆さまも改選があるため、行政機関としても一定の評価が必要だと思います。
- A委員 個別の部会で検証、議論はするわけですが、地域福祉計画という大枠があるのですから、個別の部会に任せるだけでなく、ここに掲げられている柱がトータルでどうであったかの総括をいただきたいと考えます。

(2) 第5次地域福祉計画策定スケジュール及び進め方

- 地域福祉推進課長 (資料9を基に計画策定の進め方を説明。以下要旨)
 - ・ 第5次計画の基本理念、基本目標は「法改正に伴う変化」や「地域の実情に応じた課題」、「関係会議の評価や課題整理」といった様々な変化を踏まえた検討を行っていただき、9月頃を目途に決定していきたい。
 - ・ 「第4次地域福祉計画及び市民意向調査結果」についての意見募集、障害・地域保健・高齢の関係会議における計画の評価等については、次回策定委員会にて報告予定。
 - ・ 第2回策定委員会では、「基本理念と目標」のたたき台について意見をいただき、第3回策定委員会での検討も踏まえ、9月中に基本理念等の決定をしていきたい。
- 会長 計画は1年をかけて策定するということですが、策定委員会自体はそんなに回数があるわけではないので、各回では説明にあった中身を詰めていくことになるのかと思います。このことについて、質問等ありますか。
- B委員 地域包括ケア推進協議会での議論では、国の方から「こういう項目を入れなさい」というようなことも言われていますが、地域福祉計画ではそのような項目はあるのでしょうか。
- 地域福祉推進課長 第5次地域福祉計画では、特に福祉に関して共通して取り組むべき事項に関すること、避難行動要支援者名簿の関係、生活困窮者自立支援法との関係を取り入れていく必要があると捉えております。

○会長 もともと、地域福祉計画を作るためには冒頭で委員がおっしゃられたように介護保険の関係や育児、家族の中に障害者がいるとか、複合的な問題がある場合、縦割りの計画では無理だということが以前から言われております。

○F委員 後からも出てくるかもしれませんが、健康に関する意識が変わってきているかと思えますし、子どもから大人まで健康で暮らせるような基礎づくりが望ましいと思っています。ただ、一生懸命策定してイベントを実施してもすぐに効果が出ないものもあるかと思えます。すぐに結果が出ないからと言ってそれがいけないということでもないと思えますので、様々な議論の中で、時間がかかっても市民に浸透できるものが作れたらよいのかなと思います。

(3) 第4次地域福祉計画の要旨

○地域福祉推進課長 (計画書を基に説明。以下要旨)

- ・ 基本理念は、市の地域福祉に関する考え方を一言で表したものであり、そこにどのような想いを込めているかは「前文」にまとめられている。
- ・ 基本目標は理念を実現するため、より具体的にどのような内容を重視し、施策を進めていくかが記載されている。
- ・ 地域福祉計画の重点施策は、「成年後見制度の推進や、要援護者台帳の整備等」といった複数の分野を横断的に対応する必要がある施策等をまとめている。

○会長 基本理念や基本目標については、6年前に多くの議論をした結果こうなったわけですが、「つながあい」の言葉も文法や語呂の関係で、様々な議論があり結果としてこうなりました。また、総合計画では「人と人 人とみどりが響き合い 笑顔あふれる 東村山」という理念があり、東村山市は都内では環境的に恵まれており、人の幸せは人と交わっているというのと同時に、自然と交わるうえでの潤いを大事にするということを受けながら、地域福祉計画はどうしていくかという議論もあったかと思えます。

ここは次回以降、改めて議論をする場がありますので、現在のものに関するご意見があればお願いします。

(4) 市民意向調査及び関係計画

○地域福祉推進課職員 (資料11をもとに説明。以下要旨)

- ・ 地域の実情を把握する手段の一つとして、市民意向調査を実施した。
- ・ 各調査のうち、主だった意見を資料にまとめた。

○会長 保健福祉協議会のメンバーは協議会で項目の説明を受けたと思います。全体を簡単に説明いただきましたが、ご意見等あればお願いします。

○B委員 共助の考え方が減って自助公助を期待する声が増えている。地域福祉関係者向けの調査でも同じ意味で共助という言葉を使用していますか。

○地域福祉推進課長 互助と共助等、明確に分けきれていなかった。自助・共助・公助という表現を一般市民向けと地域福祉関係者向けと同じように使用している。この2つの設問からわかることは共助・互助は減ってきてはいるが、地域福祉関係者

は助け合いの意識は育っていると感じている、という状況が判断できるということで進めていければと思います。

○会長 顔が見える範囲での助け合いは互助と呼び、社会保険のようなものは共助という違いはあると思います。

○A委員 厚生労働省は自助・互助・共助・公助の4つを使っています。互助と共助は区別して使用しています。共助も互助も含めて行っているのではないかと思います。この調査で行っている共助は互助のことでないかと思います。自助・互助・共助・公助の4つを使用していくべきで、互助と共助は意味合いが違うため、今後はそのようにした方が良いのではないかと思います。

○会長 東村山市としては使いわけをした方が良いと思います。

6年前と比較して一般向けでは自助・公助は増えているが、共助は減ってしまっている。地域福祉関係者には、前回より地域で助け合おうという雰囲気は育っているという認識があり、食い違いがある。一生懸命やっている人は以前よりも共助が増えていると感じ、全般だと共助は下がっている。助け合うよりも自分で何とかしなければいけない、行政が何とかしなければいけないという考えを皆さんが思っているのではないかと感じます。

日頃から連絡を取っている家族や友人との距離の設問ですが、遠方の家族、遠方の友人が多く、東村山市に新たに住んでいる住民が多い場合や息子・娘が東村山市を出て行ったことが考えられます。

また、前回も市民同士で協力し合うということを議論しましたが、今回の調査では共助が減ってしまいました。市民同士の助け合いを推進する効果はあまりなかったということかもしれませんが、地域福祉関係者は助け合おうという雰囲気が高まっていると感じている部分についてはどのように検証していくべきか、ということになると思います。

○F委員 隣近所との付き合いを30分とした根拠はありますか。30分だとあまり遠くないという感じがします。

○地域福祉推進課長 今回から新たに追加した設問であります。車なのか自転車なのか交通手段は様々ありますが、緊急時に駆け付けられるかどうかという視点から30分という時間設定をしています。

○A委員 地域包括ケア推進計画で行っている日常生活圏域調査では日常生活圏域は緊急時に30分あれば駆け付けられるという定義付けがあります。そのためこの調査でも30分という時間が使われているものだと思います。

○会長 車や徒歩というのはそれぞれが判断するのでしょうか。

○A委員 結果として30分でかけつけられるか。過疎地と人口が密集している地とは異なります。30分で行き届くサービス体制を築いていく。そのようなことを地域包括ケア推進計画では進めています。

○C委員 母子調査ですが、気になるところがあっても相談していないが14.7%とはどのような設問でしょうか。

○地域福祉推進課長 その設問の前に、子どもの発達に気になることがあったかを聞いている設問があり、そこで「気になることがあった」と回答した方が全体の約15%おり、その方に対しどこに相談をしたかを聞いた設問になります。

○会長 4才、5才をとりあげたのは何故でしょうか。

○子ども家庭部長 ほとんどの幼児が集団に入る4才、5才くらいあたりから発達の問題に親として気付く年齢としてとりあげさせていただきました。

(5) 関連計画及び事業について(社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画について。以下要旨)

○地域福祉推進課職員(添付資料をもとに第4次地域福祉活動計画を説明)

- ・ 地域福祉活動計画は地域の課題に対して住民一人ひとりが活動をしていくための住民活動計画
- ・ 計画の推進の中で「地域懇談会」という懇談会を13町ごとに開催
- ・ 現在、30年度からを計画期間とする第5次計画の策定中
- ・ 地域福祉の推進にあたり「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との連携が、より重要になってくると考えている。

○F委員 このパンフレットの中でも自助・公助・共助の3点なので、わかりやすく4つに分けて市民が区別できるようにお願いします。

○地域福祉推進課長 提案させていただきます。

○A委員 社協の実施計画は計画としながらしましようという呼びかけになっています。誰がどのように進めるかがわかりづらいと感じられます。

○C委員 実施状況について検証できるよう、第4次より推進委員会を設置しております。また、推進委員会の中でも「誰がどのように進めるか」がわかりづらいという意見は出されています。

○B委員 推進委員会では計画がどこまで進んでいるかを検証しています。目標と実施計画、活動がありますが、目標と実施計画に基づいて、市民活動が始まったものだけではなく、もともと活動していたものも多くあります。具体的に目標を立て実施計画をつくりませんが、数値化するのは難しいものもあります。例えば、第5次の地域福祉活動計画策定会では居場所づくりが1つのテーマとなっていますが、数値化が難しい目標については、いかに具体的に立てるのか、推進をどうするかを検討しなければ実行されにくいと感じています。

○会長 行政計画(地域福祉計画)より活動計画(地域福祉活動計画)の方が財源の確保、人材の養成について難しさがあるということでしょうか。

○B委員 住民ベースの計画なので、お金ではなく仕掛けを考えていかなければならないのかと感じています。

○会長 本来は方針のようなものですが、計画として位置付けることにより重く感じられてしまう。

○B委員 なかなか浸透していない。PRの問題もあると思います。

○A委員 例えば、居場所づくりについては、目標の数値はやるべきだと感じています。現在、厚生労働省はガイドラインとして1万人に10か所くらいの居場所が必要だと言っていると思います。退職したサラリーマンなど行き先がないと困ることもあります。ただ財源の問題で難しい点もあるため、介護保険の地域支援事業の中での「居場所づくりについての予算」などを活用すればできるのではないかと感じています。

○C委員 社協も地域の課題解決に取り組む上で財源の確保も含め、住民へのアプローチの仕方等を検討している段階であります。

○A委員 社会福祉協議会だけではなく行政も一緒になって行っていくことが必要であると思います。

(5) 関連計画及び事業について（生活困窮者自立支援法について）

○生活福祉課職員（資料の13をもとに説明。以下要旨）

- ・ 生活困窮者自立支援法は、平成25年12月13日に法律第105号として制定された。生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。
- ・ 東村山市では、平成27年4月1日より『東村山市暮らし・しごとサポートセンターほっとシティ東村山』という名称にて生活困窮者自立支援窓口を設置。必須事業の2事業と平成27年度より学習支援事業、平成28年度より就労準備支援事業、平成29年度より家計相談支援事業と任意事業も順次開設してきた。
- ・ 平成28年度実績は、新規相談受付件数523件で多摩26市の中で八王子市、府中市について3番目に多い新規相談者が訪れている。

○会長 ほっとレターの中で期待される効果に福祉事務所の負担を軽減するとありますが、事実ではあると思うが、あえて行政側の負担を軽減するという言葉は使わないほうが良いのではないかと思います。

また訓練という言葉をよく使っていますが、生活力支援や社会的支援などの表現の方が良いのではないかと感じました。

最後に、第5次地域福祉計画の策定に向けて委員の皆さまから意見があればお願いいたします。

○B委員 近年、地域の課題が複雑化しており、65歳未満で障害も持たないが支援を必要とするような、いわゆるはざまのケースが増加しております。このような、はざまにいる方を受け入れ支えられるような相談支援体制に取り組みれば良いと

思っています。

○A委員 地域包括ケアづくりにおいては、従来の制度である医療や介護だけでは高齢者を支えきれないため、福祉を組み込んでいく必要があるという現実があります。従来は福祉的なボランティアで行っていたものを地域のニーズの中に組み込んでいかなないと、持たなくなることを認識し、次期地域福祉計画の中に組み込んでいかなければならないと思っています。

○E委員 生活困窮者自立支援法の中の学習支援を利用している子どもが増えており、効果を上げていると聞いています。子どもたちが地域を支えたいという気持ちを育てていくことや、子どもたちに地域を意識して、地域の中でどんな活動ができるのかを考える教育をしていくということも大切なので、この計画の中に入れ、教育との関わりがあっても良いと感じました。

質問ですが、市の最上位計画の期間が平成32年度までとありますが、これから策定する地域福祉計画は6年間で、上位目標が変わることでの影響はあるのですか。

○地域福祉推進課長 次期総合計画を策定する際には第5次地域福祉計画を策定する中で議論がどのように行われたかをフィードバックしますので、双方の計画での齟齬は生じないとお考えください。

○D委員 次期地域福祉計画は、より一層、市民に寄り添った計画になればと思っています。

○C委員 個別計画の部会の意見を反映し、策定委員で検討した内容など伝えていけるようにしていきたいと思います。

○F委員 皆様のたくさんの意見を合わせて良いものができればと思います。小さな乳幼児からお年寄りまでさまざまな問題があり交通整理は困難だが、健康に生活をするというのが一つのベースになるのではないかと思います。健康なお年寄りが、健康を維持していくことは大事な事であり、予防という観点からも取り入れられたらと思っています。

○会長 乳幼児から高齢者や障害者も含んでどう連携を図っていくかという課題はありますが、各委員の意見をまとめていきたいと考えています。

○会長 以上で、第1回東村山市地域福祉計画策定委員会を終了いたします。

8 閉会